

シャームゾンライフ POINT 利用規約

第1条（総則）

本規約は、積水ハウス不動産東北株式会社・積水ハウス不動産東京株式会社・積水ハウス不動産中部株式会社・積水ハウス不動産関西株式会社・積水ハウス不動産中国四国株式会社・積水ハウス不動産九州株式会社(以下「当グループ」といいます。)が、当グループの管理（一括借上げを含む。以下同じ。）する居住用賃貸物件の賃貸借契約締結者に対して、シャームゾンライフ POINT（以下「ポイント」といいます。）を提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）に関する諸条件を定めるものです。

第2条（ポイントの付与）

1. ポイントは、当グループが管理する居住用賃貸物件（以下「当グループ管理物件」といいます。）にかかる貸室賃貸借契約のご契約者に付与します（以下付与される方を「対象者」といいます。）ただし、契約者が法人の場合は、貸室賃貸借契約書の居住者欄の筆頭に記載された個人に付与とします。
2. ポイント付与率は以下の通りとし当月分を翌月に対象者へ付与します。
貸室賃貸借契約の家賃1,000円毎に1ポイント
3. ポイントは、当グループが定める一定の期間を経た後に付与されます。この期間内に、当グループが滞納などを確認した場合、ポイントが付与されない場合があります。

第3条（ポイントの管理）

当グループは、当グループ所定の方法により、対象者が獲得したポイント数及び対象者が利用したポイント数の過去12ヶ月分の履歴、並びに残りのポイント数をシャームゾンライフ CLUB アプリ内において対象者に告知します。

第4条（ポイントの合算禁止）

1. 対象者間でポイントを共有・合算することはできません。ただし、住替えに伴って対象者同士が同居する場合に限り、住替え後の物件の契約者となる対象者へもう一方の対象者のポイントを合算することができるものとします。
2. 契約者が法人の場合において、居住者の入替えがあった場合には、それまで付与されたポイントは入替え前の居住者に属するものとし、入替え後の居住者に引継ぎ、合算、利用はできないものとします。
3. 対象者が契約者の地位を居住者欄記載の同居者に承継させる場合において、当該対象者が当グループ管理物件に住替え、かつ、保有するポイントを利用した場合はポイント残高を承継人に譲渡することはできません。

第5条（ポイントの利用）

1. ポイントの利用は、対象者及び貸室賃貸借契約書に記載されている居住者に限られます。
2. ポイントは、別表1に定める換算率、サービスに利用することができます。
3. ポイント利用者は、ポイント利用を希望する賃貸借契約、建築工事請負契約、売買契約等（以下「利用契約」といいます。）の締結前に、ポイント利用に関する当グループ指定の書面に必要事項を記入、署名捺印し、当グループ管理物件の貸主または管理会社である当グループの会社に提出して申請または、シャームゾンライフ CLUB アプリによる申請を行うものとします。ポイント利用後は利用された当該ポイントは消滅します。
4. ポイントは、他サービスや割引との併用はできません。
5. ポイント利用者は、ポイント利用の可否について、当グループの判断に従うものとします。
6. 第3項の申請を当グループが受理した後は、ポイント利用者は、当該ポイント利用を取り消すことができないものとします。
7. 利用契約締結後においては、いかなる場合もポイント利用はできません。

第6条（法人契約におけるポイント利用）

当グループ管理物件への住替えによるポイント利用の場合において、住替え後の貸室賃貸借契約の契約者が法人である場合には、契約者が負担すべき賃料等にポイントを利用することはできません。ポイント利用者が第2条第1項ただし書きの対象者であっても同様とします。

第7条（ポイントの取消・消滅）

1. 当グループは、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合、対象者に事前に通知することなく、対象者が保有するポイントの一部または全部を取り消すことができます。
 - ①家賃の滞納、その他当グループへの支払いが滞った場合
 - ②当グループ管理物件の居住に関し違法または不正行為があった場合
 - ③本規約、貸室賃貸借契約、その他当グループが定める規約・ルール等に違反があった場合
 - ④その他当グループが対象者に付与されたポイントを取り消すことが適当と判断した場合
2. 対象者が当グループ管理物件に住替えることなく、居住中の物件より退去した場合、ポイントは自動的に消滅します。ただし、対象者が現に居住する物件が当グループによる管理が終了した場合は、当グループによる管理の終了時にポイントの付与は停止し、1年以内に対象者となる条件を満たさない限り、管理終了の時から1年を経過したときにポイントは消滅します。
3. 当グループは、取消し等により消滅したポイントについて何らの補償も行わず、一切の責任を負いません。

第8条（ポイント利用後のポイント取消し）

第5条に基づくポイント利用の後、当グループが前条に基づきポイントを取り消した場合は、当該ポイント利用は無効になります。この場合、ポイント利用者は、利用したポイントに相当する金銭（ご契約金額からの値引き金額等）を直ちに当グループに支払うものとします。

第9条（換金の不可）

対象者は、いかなる場合でもポイントを換金することはできません。

第10条（禁止事項）

対象者は、保有するポイントを他の対象者や第三者に譲渡または担保に供することはできません。

第11条（税金及び費用）

ポイントの取得、ポイントの利用にともない、税金や付帯費用が発生する場合には、対象者またはポイント利用者がこれらを負担するものとします。

第12条（免責）

当グループは、本サービスに関し、対象者に何らの義務も負うものではありません。本サービスに関して対象者が何らかの損害を被ったとしても、当グループは一切の責任を負いません。

第13条（本サービスの変更、終了）

1. 当グループは、本規約、本サービスの内容または本サービス提供の条件の変更（ポイントの廃止、ポイントの付与の停止もしくはポイント利用対象サービスの変更またはポイント付与率、換算率もしくは利用上限の変更を含みますが、これらに限られません。）、本サービスの終了、停止を行うことができるものとします。
2. 当グループは、前項の本規約の変更にあたり、変更等の効力発生日の1ヶ月前までに変更等を行う旨及び変更の内容、その効力発生日を当グループのWEBサイトまたはシャームゾンライフ CLUBアプリ内にて掲示します。
3. 前項の効力発生日をもって、対象者は変更等に同意したものとみなします。
4. 本サービス等の変更等により対象者に不利益または損害が生じた場合でも、当グループは、一切責任を負わないものとします。

以上

シャーマゾンライフPOINT利用規約 別表1

ポイント利用の換算率、対象サービス

対象サービス	利用上限	1ポイント当たりの換算率
積水ハウス不動産グループが管理する賃貸物件への住み替え ※駐車場のみの契約、名義変更は不可 ※仲介手数料は対象外	住替え先の家賃3か月分相当分まで (敷金、礼金、一時金、家賃、共益費等)	20円
積水ハウス不動産グループの仲介で不動産の売買を行う ※当グループの販売代理は対象外	仲介手数料の30%まで	100円
積水ハウスグループが売主として販売する土地、一戸建住宅またはマンションの購入	販売価格の1%または100万円のいずれか低い方	100円
積水ハウスで住宅を新築	建物本体価格の3%	100円
積水ハウスノイエで住宅を新築	建物本体価格の3%	100円